

損失補償契約証書

農林漁業金融公庫（以下「甲」という。）及び滋賀県（以下「乙」という。）は、甲が平成 年 月 日付借用証書（以下「原契約証書」という。）により、滋賀県大津市松本一丁目2番1号 社団法人 滋賀県造林公社（以下「丙」という。）に林業基盤（造林）資金、金 1,700,000 円也を貸し付けたことについて、甲が損失を受けたときは、乙においてこれを補償するためこの契約を締結する。

第1条 この契約により乙が甲に補償すべき損失額は、原契約証書に定める最終償還期限（甲が丙の債務の全額につき繰上償還を請求した場合には甲の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。以下同じ。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、なお、甲が弁済を受けていない元利金合計額（遅延損害金含む。）に相当する金額（ただし、遅延損害金については、その弁済を受けていない元利金額に対し、原契約証書に定める貸付金利率により計算して得る額を超えない額）とする。

第2条 乙は、最終償還期限到来後10か月を経過してのち、甲の指示するところに従い前条の損失額を甲に補償する。

2 乙は、前項の補償をするに際し、損失確定日の翌日から完済に至るまでの期間について、前条の損失額のうち未補償額に対し年11%の割合による利息を付するものとする。

3 乙は、甲に対し、甲が担保権の実行又は保証人に対する債務履行の請求をしないことをもって第1項の補償を拒むことはない。

第3条 甲は、次の各号の一に該当する場合には丙に対する債権を乙に譲渡する。ただし、甲が乙から補償を受けた額に相当する金額を乙に返還する場合は、この限りでない。

一 乙から損失額及び同利息（前条第2項に規定する利息をいう。以下同じ。）の全額の補償を受けたとき。

二 乙から損失額及び同利息の一部の補償を受けたのち、補償を受けていない損失額及び同利息の全部を満たすに足る元利金の弁済があったとき。

第4条 甲は、乙から甲の損失額の合計額に満たない金額の補償を受けたときは、債権を乙に譲渡するまで引き続きその補償に係る元利金の管理回収の責に任ずる。

2 甲は、乙から損失額の一部について補償を受けたのち元利金等の回収をした場合には、その回収金額から債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、乙からいまだ補償を受けていない損失額及び同利息のてん補に充当し、なお残額があるときは、乙から補償を受けた額の限度までこれを速やかに乙に返還する。

3 前項の債権行使のために必要とした費用は、次のとおりとする。

一 元利金の支払請求に関する訴訟費用、裁判上の手続費用、強制執行若しくは担保権実行に必要な費用、権利保存のための訴訟費用又は債権若しくは担保権保全に必要な費用

二 前号の手続のために要する書類の調製その他に必要な費用

三 立替保険料、立替地代その他立替金又は代納公租公課

第5条 甲は、この契約締結後において甲及び丙が原契約証書の内容を変更した時は、乙に通知する。

2 乙は、甲及び丙が原契約証書の内容を変更したときは、変更後の原契約証書の内容に基づき甲に対し第1条に定める損失を補償することを承諾する。

上記契約を締結した証として正本2通を作成し双方記名捺印の上各自1通保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 東京都千代田区大手町1丁目9番3号

名 称 農林漁業金融公庫

印

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉢町20番地

代表者 農林漁業金融公庫近畿支店

支店長 太田 家裕一



(乙) 住 所 大津市京町四丁目1番1号

名 称

滋賀県

印

代表者

滋賀県知事 國松 善次



注1. (以下「乙」という。)の前文空白には、損失保証をする地方公共団体名を、例えば

○○県○○郡○○村のごとく記載する。

注2. (以下「丙」という。)の前文空白には債務者の住所・名称を、例えば

○○県○○郡○○町○○番地○○○○組合のごとく記載する。

注3. 末尾(乙)の住所は当該市町村役場の住所を記載し代表者氏名は

村長○○○○のごとく記載する。